

# 1-11 厚生年金保険

- ✓ 厚生年金保険は国民年金とどう違うのですか？
- ✓ 厚生年金保険では、どんな保険給付がありますか？

- ◎ 20歳以上の人は全員、国民年金に加入しますが(1階部分)、労働者が加入する厚生年金保険では、国民年金に上乘せ(2階部分)した給付が行われます。
- ◎ 労働者の老齢、障害、死亡を事由とする保険給付があります。

## 厚生年金保険とは

- 老齢、障害、死亡により勤労収入が得られなくなったときに、給付(老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金)を行います。

## 適用事務所、被保険者、保険料等

- 健康保険(18ページ参照)と共通です。

### 【コラム】 公的年金のしくみ

3階	国民年金 基金 (任意)	厚生年金基金	年金払い (退職給付)
2階		厚生年金 第1号被保険者	厚生年金 第2~4号被保険者
1階	国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者	
	自営業者・学生など	会社員	公務員等
			国民年金 第3号被保険者
			会社員・公務員に扶養されている配偶者

- 20歳以上の人は全員、国民年金に加入します(1階部分)。働き方によって、2階部分、3階部分にも加入することになります。
- 平成27年10月1日から、公務員及び私学職員も、公的年金制度は、民間企業の従業員が加入する厚生年金に統一されました。
- 国民年金のみに加入している方を国民年金第1号被保険者、厚生年金(公務員・私立学校共済加入者を含む。)に加入している65歳未満の方を第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)を第3号被保険者といいます。

## 老齢厚生年金

- 原則として65歳に達したとき、支給されます。ただし、厚生年金保険の加入期間が1か月以上で、老齢基礎年金を受ける資格期間(公的年金の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合わせた期間が10年以上)を満たしている必要があります。
- 現在、経過措置として、厚生年金保険に1年以上加入した60歳から64歳の方で、昭和36年(女性は41年)4月1日以前に生まれた方に、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されています。支給内容や支給開始年齢は、生年月日によって異なります。
- 老齢厚生年金を受給しながら厚生年金保険の被保険者となる働き方をすると、老齢厚生年金と賃金の合計が基準額を超えた場合、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止されます。(在職老齢年金)(37ページ参照)。

## 障害厚生年金

- 労働者(被保険者)が、厚生年金保険加入期間中の病気やけがにより一定の障害(障害等級1級から3級)が残った場合、障害厚生年金が支給されます。
- 障害等級1級・2級に認定された場合は、障害基礎年金(国民年金)に上乗せする形で障害厚生年金が支給されます。程度の軽い障害等級3級の場合は、障害厚生年金だけが支給されます。
- 障害等級3級より軽い障害でも、一時金として障害手当金が支給されることがあります。
- 障害厚生年金の受給には、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

## 遺族厚生年金

- ①労働者(厚生年金の被保険者)が死亡した場合、②厚生年金の被保険者であった期間に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡した場合、③1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合、④老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人が死亡した場合に、遺族に遺族厚生年金が支給されます。ただし、④については、死亡した人について25年以上の資格期間が必要となります。(生年月日により25年の加入期間が短縮される特例があります。)
- 遺族厚生年金が受けられる遺族は、死亡した人に生計を維持されていた ①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母です(①～④は先位順)。ただし、妻以外の遺族には一定の年齢要件があります。
- 子のある妻、子のある夫又は子は、遺族厚生年金の他に遺族基礎年金(国民年金)があわせて支給されます。ただし、子には一定の年齢要件があります。
- 遺族厚生年金の受給には、上記のケース①又は②の場合、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

### 厚生年金保険に関する関係機関・相談先

- ☞ 年金事務所(43ページ)
- ☞ 「働く人の相談室」(42ページ)